

法律相談 Q&A



市では、毎月第4火曜日に法律相談を行っています。ここでは、法律相談で寄せられるよくある相談を紹介します。

Q 相続放棄とは何ですか。

A 相続人が、被相続人の権利義務を承継することを拒否する意思表示のことをいいます。

- 相続放棄は、相続が開始したことを知ってから3カ月以内に、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申述書を提出し、それが受理されることによって認められます。
- 3カ月以内で判断がつかないときには、家庭裁判所に期間の伸長の申し立てができます。
- 相続開始後しばらくしてから債権者の請求を受け、そのときに初めて被相続人の債務の存在を知ったような場合には、相続開始後3カ月を経過していても、相続放棄が認められる場合があります。
- 相続放棄すると、その者は最初から相続人でなかったこととなります。放棄者の直系卑属について代襲相続が起こることもありません（民法第887条2項参照）。
- 相続放棄により、法定相続における後順位の者が相続人となります。例えば配偶者と子が相続放棄をすると、直系尊属（父母など）が相続人となります。さらに直系尊属が相続放棄をすると、兄弟姉妹が相続人となります。したがって、相続財産が債務超過の場合、債務を免れるためには、これらの者すべてが相続放棄をする必要があります。

（出典：法テラスホームページFAQ）

Q 法定相続分とは何ですか。

A 法律で定められた相続分のことです。亡くなった方（被相続人）が遺言をしていない場合などに適用されます。法律上、相続する順番と法定相続分は右の表のように決められています。

被相続人の配偶者（法律上の婚姻関係にあった夫や妻）は、他の相続人が誰でもあっても、法定相続分が認められます。子どもや直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合は、それぞれ頭割り等で分することになります。ただし、次の点に注意が必要です。

相続する順番	法定相続分	
①配偶者と直系卑属 (子、孫など)	配偶者	2分の1
	直系卑属	2分の1
②配偶者と直系尊属 (父母、祖父母など)	配偶者	3分の2
	直系尊属	3分の1
③配偶者と兄弟姉妹	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1

※昭和55年12月31日以前に開始した相続については、異なる法定相続分が適用されます。

①の場合、^{ちやくしゅつし}嫡出子（法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子ども）以外の子どもの法定相続分は、嫡出子の法定相続分の2分の1となります。また、子どもが孫より先に亡くなっている場合、孫が子どもに代わって相続人となります（代襲相続）。

②の場合、^{しんとう}親等（※）の異なる直系尊属がいるときは、被相続人と親等が近い人（両親と祖父母がいる場合は、両親だけ）が相続人となります。

※「親等」は、被相続人から見た、家族の世代の遠さを数える法律上の単位です。例えば、被相続人の子どもや両親は1親等、孫や祖父母、兄弟姉妹は2親等、おじ・おば（祖父母の子ども）は3親等、いとこは4親等となります。配偶者は、被相続人と同じ世代です。

③の場合、被相続人と父母の一方が異なる兄弟姉妹の法定相続分は、被相続人の父母の間に生まれた兄弟姉妹の法定相続分の2分の1となります。

（出典：法テラス法律問題Q&Aリーフレット）

市で行っている法律相談は予約制ですので、生活課へ申し込みください。また、法テラスでは月～金曜日の午前9時～午後9時、土曜日の午前9時～午後5時（日曜日・祝日、年末年始を除く）に専門オペレーターが内容に応じて、法制度や相談機関・団体などを紹介しています。

- ▶ 法的トラブルでお困りの方 法テラス ☎0570-078374 (PHS・IP電話からは ☎03-6745-5600)
- ▶ 犯罪被害者に遭われた方 法テラス ☎0570-079714 (PHS・IP電話からは ☎03-6745-5601)
- ▶ 申し込み・問い合わせ 同課市民生活担当（内線251・252）